

2026 年 8 月 3 日

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

貨物固縛方法に関する合同集中検査キャンペーン（CIC）の実施について

東京MOUでは、パリMoUと合同で、本年9月1日から11月30日までの3か月間、貨物固縛方法に関する集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign : CIC）を実施します。CICは、特定のテーマについて共通の質問票に従って集中的に検査を実施するもので、1998年にISMコードに関するCICを実施して以来、ほぼ毎年実施しています。

本CICの概要等は、以下のとおりです。

1. 本CICの目的

本CICは、貨物固縛方法に関する規定への適合状況について確認することにより、同条約の規定の遵守について船舶所有者、船舶運航者及び船員の注意を喚起することを目的として実施するものです。

2. 本CICの概要

本CICは、期間中、通常のPSC検査と同時に共通の**質問票（別添）**により、実施することとしており、CIC期間中、同一船舶が複数回のCIC検査を受けることはありません。

また、CICに関する検査については、通常のPSC検査と同様に、欠陥が発見された場合には、欠陥を記録し特定の時期までに修正することを船長に指示する措置から、欠陥が補正されるまで船舶の航行を差し止める措置まで、欠陥の重大性等に応じた措置が執られることとなります。また、航行差し止め処分を受けた場合には、従来どおり、東京MOU及びパリMoUのウェブサイトにも月ごとに船名等が公表されることとなります。

なお、今回のCIC検査結果及びその分析については、取り纏めた上で、PSC委員会に報告・承認された後、公表するとともに必要に応じIMOに情報提供することとしています。

3. 今後のC I Cの予定

東京MOUのP S C委員会では、来年は以下のテーマでC I CをパリM o Uと合同で実施することを決定しています。

「2027年 閉鎖区域への立入りに関するC I C」

<お問合せ先>

東京エムオウユウ事務局 石原、寧（ニン）

電話 03-3433-0621 FAX 03-3433-0624

**MEMORANDUM OF UNDERSTANDING
ON PORT STATE CONTROL
IN THE ASIA-PACIFIC REGION**



**CONCENTRATED INSPECTION CAMPAIGN
ON CARGO SECURING OF CARGO UNITS AND
CARGO TRANSPORT UNITS
01/09/2026 to 30/11/2026**

CIC on Cargo Securing of Cargo Units and Cargo Transport Units			
Inspection Authority			
Ship Name		IMO Number	
Date of Inspection		Inspection Port	

Each question must be answered with either "Yes," "No," or "N/A." If a response of "No" is provided, please refer to the note below for further information.

No.	Item	Yes	No	N/A	Detention
1a*	Does the ship have an approved cargo securing manual onboard?				
1b*	Does the CSM contain clear lashing instructions for all specific stowage situations found on board?				
2*	Are relevant officer's familiar with the contents of the cargo securing manual in respect of container stack weight and tier weight distribution as well as weight limitations for tank top, hatch covers and decks?				
3*	Is the Cargo Securing Manual being complied with?				
4*	Does the cargo plan reflect the verified gross mass of the containers being loaded?				
5*	Does the ship have a "Cargo Safe Access Plan" (CSAP) to facilitate the proper stowage and securing of containers?				
6*	Does the ship carry sufficient approved portable cargo securing devices, from the correct brand and type, onboard to properly stow and secure the cargo in accordance with the cargo securing manual?				
7*	Are the fixed and portable cargo securing devices in good condition, compatible with the ship and maintained in accordance with Inspection and maintenance scheme contained in the CSM?				
8*	Has the cargo been secured throughout the voyage so as to prevent				

	the loss of cargo overboard?				
9*	Does the cargo stow comply with bridge visibility requirements?				
10a	Does the ship have procedures or arrangements in place, within the ships safety management system, covering heavy weather navigation, including precautions to prevent the loss of cargo?				
10b	Where they exist, have the procedures covering heavy weather navigation, including precautions to prevent the loss of cargo been complied with?				

Note:

- Questions 1 to 10b answered with a “NO” MUST be accompanied by a relevant deficiency on the Report of Inspection.
- If the box “NO” is ticked off for questions marked with an “*”, the ship may be considered for detention.

Editor's note

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定

(Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region) の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2024年8月1日現在、以下の22の当局がメンバーとなっている。また、7の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター (APCIS) はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ヴァヌアツ、ベトナム

オブザーバー：カンボジア、北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリMoU、インド洋MOU、黒海MOU、リヤドMOU、カリブ海MOU、アブジャMOU、地中海MOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）

パリMoU：ポート・ステート・コントロールに関するパリ協力協定（Paris Memorandum of Understanding on Port State Control）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2026年8月1日現在、以下の28の当局がメンバーとなっているほか、ECが協定の署名当事者ではないものの、メンバーとなっている。また、1の当局及び10のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局はオランダのハーグ、データセンター（THETIS）はリスボンに所在。

メンバー：ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、EC

オブザーバー：USCG、IMO、ILO、東京MOU、カリブ海MOU、黒海MOU、地中海MOU、リヤドMOU、Viña del Mar Agreement（南米MOU）、アブジャMOU、インド洋MOU

ポート・ステート・コントロール（P S C）：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業居住環境に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

集中検査キャンペーン（C I C）：新たに導入された要件等テーマを特定して通常のP S C検査に加え、年1回3か月間にわたり共通の質問票により集中的に検査を実施するキャンペーン。これまで実施したC I Cのテーマは以下のとおり（※はパリMOUと合同で実施）。

1998年 ISMコード※

2012年 FSSコード※

1999年 GMDSS

2013年 主補機※

2002年 ISMコード※

2015年 閉鎖区域への立入※

2003 年 バルクキャリアに関する安全措置※

2004 年 ISPS コード

2005 年 操作要件

2006 年 MARPOL 条約附属書 I※

2007 年 ISM コード※

2008 年 航行の安全※

2009 年 救命艇※

2010 年 有害物質

2014 年 STCW 条約休息时间※

2011 年 構造安全及び満載喫水線※

2016 年 貨物固縛方法

2017 年 航行の安全※

2018 年 MARPOL 条約附属書 VI※

2019 年 非常システム及びその手順※

2020 年 COVID-19 感染拡大のため実施せず

2021 年 復原性全般※

2022 年 STCW

2023 年 火災安全

2024 年 船員の賃金及び雇用契約

2025 年 バラスト水管理条約